第三十六期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	二〇六
固定資産	一五、三二六
資産合計	一五、五三三
負債及び純資産の部	
流動負債	二、五八一
固定負債	九、一四三
退職給付引当金	一四
その他	九、一二九
負債合計	一一、七二四
株主資本	三、八〇八
資本金	四五〇
資本剰余金	九一
資本準備金	九一
利益剰余金	三、二六六
利益準備金	二〇
その他利益剰余金	三、二四五
（三〇〇）	
純資産合計	三、八〇八
負債・純資産合計	一五、五三三

平成二十四年七月二十日

京都府長岡京市東神足一丁目一〇番一号

村田土地建物株式会社

代表取締役社長　藤田　能孝

第四十九期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	四、二一七
固定資産	一、四九四
資産合計	五、七一二
負債及び純資産の部	
流動負債	六八九
賞与引当金	一四六
その他	五四三
固定負債	五五七
退職給付引当金	五五七
負債合計	一、二四七
株主資本	四、四六五
資本金	五〇
利益剰余金	四、四一五
利益準備金	一二
その他利益剰余金	四、四〇二
（うち当期純利益）	（一四九）
純資産合計	四、四六五
負債・純資産合計	五、七一二

平成二十四年七月二十日

島根県大田市大田町大田イ七九五番地一

株式会社イワミ村田製作所

代表取締役社長　河端　光雄

第六十八期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表　単位・千円

資産の部

流動資産	二、七三〇、七〇九
固定資産	四、五〇〇、二二四
資産合計	七、二三〇、九三三
負債及び純資産の部	
流動負債	二、二九七、五四八
固定負債	三、五二六、八八四
株主資本	一、四〇六、五〇一
資本金	三三〇、〇〇〇
資本剰余金	二三五、六四一
資本準備金	二三五、六四一
利益剰余金	八四〇、八六〇
利益準備金	六二、四一五
その他利益剰余金	七七八、四四五
（当期純損失）	（九、〇〇五）
負債及び純資産合計	七、二三〇、九三三

平成二十四年七月二十日

佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目三番二号

株式会社サガシキ

代表取締役　枝吉　宣輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市山王二丁目六九番地、最後の住所秋田市大町四丁目四番一七号ホーユウパレス大町一一〇一号

被相続人　亡　川口　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十日

事務所秋田県秋田市山王二丁目二番二四号

二〇一

相続財産管理人　司法書士　藤原　信悦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市寺津一丁目五番地一九、最後の住所愛知県西尾市寺津一丁目七番地一七

被相続人　亡　酒井　健伺

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十日

愛知県西尾市高畠町四丁目二八番地一　渡辺ビル三階

相続財産管理人　弁護士　渡邊　海太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区上賀茂向縄手町三五番地、最後の住所京都市北区西賀茂井ノ口町三五番地の五五

被相続人　亡　舩津　吉春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十日

京都市中京区柳馬場通錦小路下る瀬戸屋町四六三番地二スプリングムーンビル二階

南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳

被相続人　亡　嘉門　浅藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階

相続財産管理人弁護士　宮下幾久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市久留麻二四〇一番地、最後の住所兵庫県淡路市久留麻二四〇一番地二

被相続人　亡　中来田桂一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年7月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①山中商事株式会社　②東京都知事(7)45878　③代表取締役　山中欣吾　④東京都葛飾区亀有二丁目33番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都葛飾区亀有二丁目33番３号　山中商事株式会社　代表取締役　山中信吾